

国立大学法人京都工芸繊維大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

常勤役員 of 役員期末手当について、「国立大学法人京都工芸繊維大学役員報酬規則」の定めにより、その職務実績に応じ、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増額又は減額できる旨規定しており、平成21年度は、12月期手当において、学長以下5名の役員に対して10パーセントの増額を行った

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成21年人事院勧告の内容に準じて、基本給月額を、3,000円減額改定するとともに、役員期末手当の額を6月期においては0.15月、12月期においては0.10月減額改定した。
理事	平成21年人事院勧告の内容に準じて、基本給月額を、2,000円から3,000円減額改定するとともに、役員期末手当の額を6月期においては0.15月、12月期においては0.10月減額改定した。
理事(非常勤)	該当者無し
監事	該当者無し
監事(非常勤)	改正無し

2 役員 of 報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	
法人の長	18,218	11,916	5,086	1,191 24 (地域手当) (通勤手当)			
A理事	15,451	10,104	4,312	1,010 24 (地域手当) (通勤手当)		3月31日	
B理事	15,691	10,104	4,312	1,010 264 (地域手当) (通勤手当)			
C理事	15,696	10,104	4,312	1,010 269 (地域手当) (通勤手当)			
D理事	12,724	7,840	3,387	909 95 492 (地域手当) (通勤手当) (単身赴任手当)			◇

E理事 (非常勤)	千円	千円	千円	千円	()	該当者無し	
D理事 (非常勤)	千円	千円	千円	千円	()	該当者無し	
A監事	千円	千円	千円	千円	()	該当者無し	
B監事	千円	千円	千円	千円	()	該当者無し	
C監事 (非常勤)	2,736	2,736	千円	千円	()		※
D監事 (非常勤)	2,736	2,736	千円	千円	()		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注4:前職欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等の役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)を指す。

注5:前職欄の「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者)を指す。

注6:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者無し	
理事A	千円	年 月			該当者無し	
理事A (非常勤)					該当者無し	
監事A	千円	年 月			該当者無し	
監事A (非常勤)					該当者無し	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

長期的視点に立った人件費充当財源を視野に入れた人事計画を立て、適正な管理・運用に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度及び水準に準拠し、かつ本学の財務状況等を勘案し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、基本給の昇給幅及び賞与の勤勉手当の支給割合に、勤務評価を反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	昇給は毎年1月1日とし、その者の勤務成績に応じて、0から8号給の範囲で昇給号数を決定する。(平成22年1月1日までは0から7号給の範囲での昇給)
昇格・降格	昇格:勤務成績が優秀で、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき上位の級に決定することがある。 降格:勤務成績が不良な場合は、その者が従事する職務に応じた下位の級に決定することがある。
特別昇給	勤務成績が特に良好である職員が、(1)研究、発明考案等により表彰又は頭彰を受けた場合 (2)学長が特別に認めた場合 のいずれかに該当する場合には、特別に昇給させる場合がある。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- 平成21年人事院勧告に準じて、次の項目について改正を行った。
 - 指定職適用職員を対象とする期末特別手当を廃止し、期末手当と勤勉手当に改めた。
 - 期末・勤勉手当の支給率を引き下げた。
 - 中央省庁勤務手当を導入した。
 - 全ての基本給表について、初任給を中心とした若年層を除き、基本給月額を減額改定するとともに、平成18年4月の給与規則改正に伴う経過措置の対象者について、その者の受けている平成18年3月の基本給月額と同年4月の基本給月額との差額を減額改定した。
 - 基本給の調整額のうち、2級の調整基本額を減額改定等するとともに、平成18年4月の給与規則改正に伴う経過措置の対象者について、その者の受けている基本給の調整額を減額改定した。
 - 自宅に係る住居手当を廃止した。
- 平成20年度 会計検査院の指摘に基づき、通勤手当について、公共交通機関利用時に、原則として6ヶ月定期券相当額を支給するように定めた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	404	47.3	8,417	6,162	141	2,255
事務・技術	117	43.1	5,973	4,441	136	1,532
教育職種 (大学教員)	285	49.0	9,431	6,876	143	2,555
医療職種 (病院医師)	該当者無し					
医療職種 (病院看護師)	該当者無し					
その他医療職種 (看護師)	2					

任期付職員	2					
事務・技術	該当者無し					
教育職種 (大学教員)	該当者無し					
医療職種 (病院医師)	該当者無し					
医療職種 (病院看護師)	該当者無し					
教育職種 (外国人教師等)	2					

非常勤職員	13	38.3	4,133	3,603	96	530
事務・技術	3	44.5	3,073	2,539	181	534
教育職種 (大学教員)	10	36.4	4,451	3,922	70	529
医療職種 (病院医師)	該当者無し					
医療職種 (病院看護師)	該当者無し					

【年俸制適用者】

任期付職員	6	55.0	7,578	7,578	76	0
事務・技術	該当者無し					
教育職種 (大学教員)	該当者無し					
医療職種 (病院医師)	該当者無し					
医療職種 (病院看護師)	該当者無し					
教育職種 (外国人教師等)	4	53.3	7,953	7,953	0	0
専門行政職種	2					

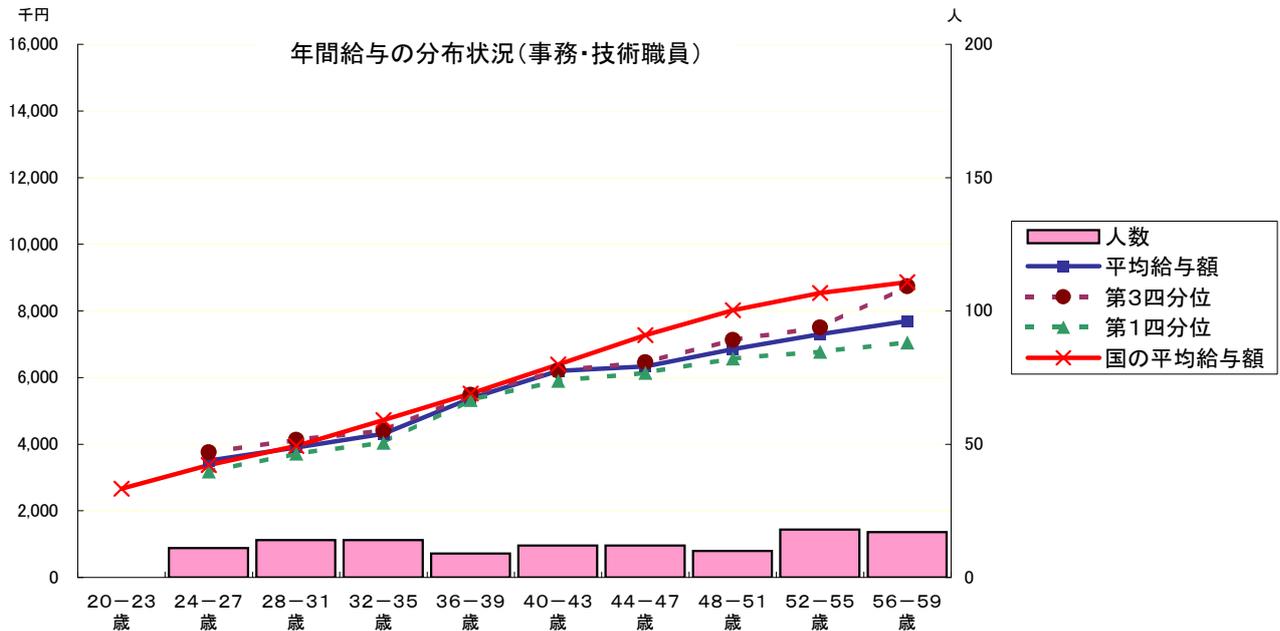
注1: 在外職員、再任用職員の区分については、該当者がいないため、表を省略する。

注2: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注3: 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」、任期付教員の「教育職種(外国人教師等)」及び年俸制適用者〔任期付職員〕の「専門行政職種」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注4: 「専門行政職種」とは、産学官連携等に関する専門的業務を行う職種を示す。

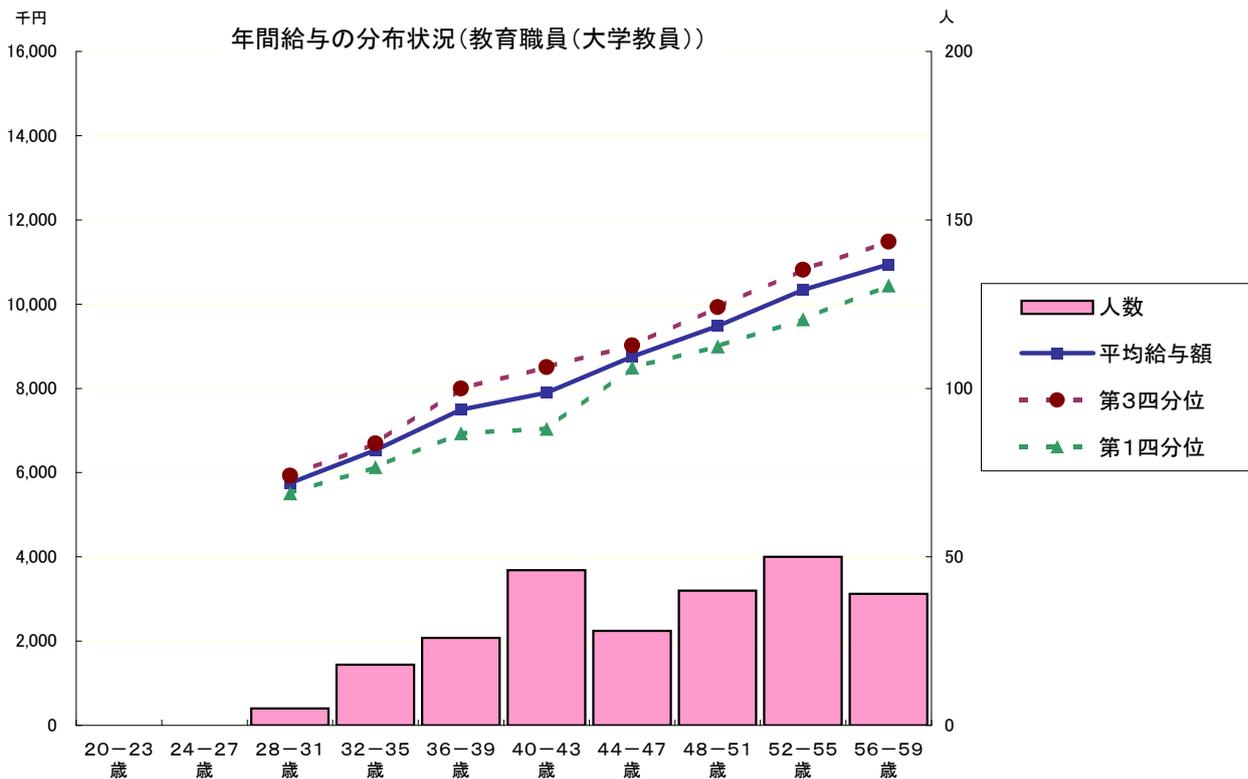
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
			千円		千円	千円	
代表的職位 (課長 ・係員)	10	55.4	8,173	8,478	8,478	8,834	
	30	29.3	3,573	3,786	3,786	4,047	



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 (・教授 ・准教授)	129	55.9	10,282	10,839	11,461
	106	45.6	8,160	8,645	9,104

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長	企画調整役	課長
人員(割合)	人	人 該当者なし (%)	人 該当者なし (%)	人 該当者なし (%)	人 1 (0.9%)	人 3 (2.6%)
年齢(最高~最低)		歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 59 }
所定内給与年額(最高~最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 6,630 }
年間給与額(最高~最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 8,911 }
						8,625

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長、室長、主査	主査	係長、主任	係員	係員
人員(割合)	人	人 10 (8.5%)	人 17 (14.5%)	人 51 (43.6%)	人 29 (24.8%)	人 6 (5.1%)
年齢(最高~最低)		歳 58 }	歳 59 }	歳 59 }	歳 33 }	歳 28 }
所定内給与年額(最高~最低)		千円 6,632 }	千円 5,725 }	千円 5,341 }	千円 3,403 }	千円 2,655 }
年間給与額(最高~最低)		千円 5,264 }	千円 4,804 }	千円 3,214 }	千円 2,551 }	千円 2,312 }
		千円 8,908 }	千円 7,935 }	千円 7,151 }	千円 4,477 }	千円 3,573 }
		千円 7,284	千円 6,701	千円 4,340	千円 3,420	千円 3,101

注:7級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教、助手	教務職員
人員 (割合)		129 (45.3%)	106 (37.2%)	2 (0.7%)	47 (16.5%)	1 (0.4%)
年齢(最高 ～最低)		62 ～ 41	61 ～ 35	～	51 ～ 29	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		10,011 ～ 6,492	7,285 ～ 4,826	～	6,050 ～ 3,940	～
年間給与 額(最高～ 最低)		13,739 ～ 9,027	9,990 ～ 6,477	～	7,979 ～ 5,406	～

注:3級及び1級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	64.1%	67.7%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9%	32.3%	34.0%
	最高～最低	38.6～34.3%	36.4～30.3%	37.1～32.2%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.5%	67.7%	65.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.5%	32.3%	34.3%
	最高～最低	41.5～31.8%	37.2～28.0%	39.2～29.8%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.8%	66.5%	64.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.2%	33.5%	35.2%
	最高～最低	42.0～34.6%	45.4～30.7%	43.9～32.6%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	68.1%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0%	31.9%	33.8%
	最高～最低	40.6～33.2%	37.2～29.1%	37.8～31.1%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	90.3
対他の国立大学法人等	104.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	104.0
------------	-------

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 90.3
	参考 地域勘案 91.9 学歴勘案 88.4 地域・学歴勘案 91.2
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 57.5% (国からの財政支出額 5,093,000,000円、支出予算の総額 8,864,000,000円: 平成21年度予算)
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、累積欠損額はなく、また、国家公務員との給与水準に係る比較指標の指数は90.3で、100を割っており、給与水準の適切性については問題なしと判断できる。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成20年度決算) 【検証結果】
講ずる措置	現在の給与水準を今後も維持していく。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

101.0

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,869,393	3,982,487	△ 113,094	(△ 2.8)	△ 273,747	(△ 6.6)
退職手当支給額 (B)	346,061	394,648	△ 48,587	(△ 12.3)	△ 192,711	(△ 35.8)
非常勤役職員等給与 (C)	673,841	580,773	93,068	16.0	233,694	53.1
福利厚生費 (D)	503,671	510,912	△ 7,241	(△ 1.4)	△ 4,729	(△ 0.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,392,966	5,468,820	△ 75,854	(△ 1.4)	△ 237,493	(△ 4.2)

注) 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(12) 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①前年度比人件費増減の要因について

給与、報酬等支給総額: 職員の年齢構成の変化、退職教員の後任者採用までの空白期間分によるもの、役員・教職員における基本給・賞与額の引き下げ等

退職手当支給額: 退職者の減による

非常勤役職員等給与: 寄附金、受託研究費その他競争的資金等での雇用、人材派遣サービス利用の増による

福利厚生費: 特に給与・報酬等支給総額の減に伴う法定福利費の減による

最広義人件費: 上記の各要因の総計による

②人件費削減の取組の状況

本学の中期目標において、人件費の削減として、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費の削減の取組を行うこととし、中期計画において、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,481,200	3,915,801	3,898,780	3,982,487	3,869,393
人件費削減率 (%)		△ 12.6	△ 13.0	△ 11.1	△ 13.7
人件費削減率(補正值) (%)		△ 12.6	△ 13.7	△ 11.8	△ 12.0

注) 人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

注) 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特に無し